

# 書評と紹介

西澤栄一郎／喜多川進編著

## 『環境政策史』

——なぜいま歴史から問うのか』



評者：小堀 聡

2016年度法政大学大原社会問題研究所叢書である本書は、13年より大原社会問題研究所の研究プロジェクト（「環境政策史の学際的研究プロジェクト」代表者：西澤栄一郎）の一環として運営されてきた環境政策史研究会の成果物である。環境政策史研究会はもう一人の編著者である喜多川進によって10年に設立された。本書は「環境政策史という視座を共有している人々の共同作業から1冊の本をつくる初の試みである」（iii頁）。

なお、評者と環境政策史研究会との関係を予め明確にしておきたい。評者が同研究会の存在を知ったのは13年3月に喜多川から連絡を受けたのがきっかけである。結局、評者の私的な事情により研究会への定期的な出席は果たせずにいるが、同研究会の定例研究会や学会パネルに評者が4回登壇した一方、喜多川執筆の本書第1章は環境政策史の典型的研究例の一つに拙著（小堀『日本のエネルギー革命』2010）を挙げている。したがって以下の書評は、環境政策史研究会に「半周辺」として関わってきた一経済史研究者の所感である。

\*

本書は全8章から成り、冒頭の2章が総論や方法論的な章、以後の6章が実証研究である。第1章「環境政策史という視座」（喜多川進）では、環境政策史が「環境政策の成立・展開過程を歴史的に考察する視座であり、意図的に環境政策に関する歴史的研究を進めようというマニフェストでもある」（2頁）と宣言される。将来のあるべき姿を構想するにはその来歴を探ることが必要であるが、環境政策が進展した1970年代以降を歴史家が研究対象とすることは稀である。しかも、各学問分野で環境研究が進展してきた一方で、その接続は決して十分ではない。こうした状況に対して、環境政策史は各学問分野で歴史的視点を有しつつ環境政策に関連する研究を行なっている人々を繋ぎ合わせることで、環境政策における歴史研究を進める「仕掛け」としての機能を有する。

第2章「環境政策史における社会モデル」（佐藤圭一）は「時間」を政策分析のモデルに組み込むことによって、どのような視角が得られるのかを分析する。著者がなかでも注目するのは、時間の「ズレ」（政策が射程とする時間幅の違いや、政策実施後に効果が発揮されるまでの時間差など）である。地球温暖化のように不確実で緩慢な「生態／生体」の変化を、「政策」に翻訳する作業はつねに困難が伴うため、「生態／生体」と「政策」のあいだにはさらに大きな時間的ズレ＝政策変化の阻害が生じやすい。と同時に本章の貢献は、時間のズレが「政策変化を生み出すエネルギーの根源となる」ともいえる場合もある」（35頁）と指摘したことである。たとえば、汚染物質の排出が無くなっても「生体」としての痛みの時間は定常な

ので、その解決を求める思いは存在し続ける。次なる課題は、被害者が泣き寝入りさせられることなく、政策変化につながりうる社会的条件が何かを多様な手法から探ることであろう。

第3章「1950年代英領東アフリカの農業開発とエコロジー」(水野祥子)は同地域の農業開発計画をめぐる議論を分析することで、エコロジカルなファクターが開発計画でどう位置づけられていたのかを考察する。第二次世界大戦後の英国政府は、植民地支配への批判をかわすため、新しい植民地開発政策を打ち立てる必要に迫られており、専門知識や技術を持つ植民地科学者を開発計画の成功に不可欠な存在として重視していた。従来、植民地科学者に対しては、権力との結びつきや近代科学の現地への押し付けがしばしば批判されてきたが、実際には、かれらは現地の生態環境に基づく漸進的な農業開発計画を主張していた。だが、時間とコストとをかけず生産量を直ちに急増させる開発方法が重要であった植民地省や植民地政府には、これは共有されなかったのである。著者自身が記しているように、この対立関係が現実の農業開発にどう影響を与えたのかを検証することがさらなる課題であろう。さらにその上で、科学者の社会的責任という難問についても、著者の見解をぜひ伺いたい。

第4章「訴訟過程と環境政策史研究」(北見宏介)は、1973年絶滅の危機にある種の保護法(ESA)をめぐる78年合衆国最高裁判決の訴訟過程について、政府の訴訟活動に注目して検討する。検討対象は、テネシー渓谷開発公社(TVA)のダム事業を稀少種スネイルダーターの保護を理由に最高裁が差し止めた事件であり、TVAを支持する司法省と差し止めを支持する内務省との対立が法廷で表面化した点で稀有な事例であった。著者は、対立が表面化した要因として、①そもそも政府内には複数の組織

が存在し、それぞれがミッションと権限を付与されていること、②ホワイトハウスからの見解変更を求める働きかけを司法省は拒否しており、その背景にはウォーターゲート事件があることを指摘する。その上で、政府による訴訟活動が環境政策史研究の重要な対象領域となることを提案する。評者もこの提案に同意したい。むしろ、この研究手法は政府内関係部局の動向について得られる情報量に依存するため、どの程度遂行可能かは地域や時代によって大きく異なるだろうが、この差異自体が各国・各時代の法制度や法現象の違いを炙り出すだろう。

第5章「国民投票後のスウェーデンのエネルギー政策」(伊藤康)は、1980年の国民投票で2010年までの原子力発電廃止を決定したスウェーデンについて、80年代のエネルギー政策を分析することで、決定にも拘らず廃止を実現できなかった要因を探る。80年に総発電量中27%であった原子力は86年に50%に達し、2000年頃までは40%台半ば～50%台前半で推移していた。この背景として著者が重視するのは、少なくとも88年までは電力やエネルギーの需要を抑制する政策が導入されなかったことである。この状況下で石油代替／低減が国民投票直後からエネルギー政策の再優先課題となり、80年代末には地球温暖化への対応も重要な政策課題となった結果、原発の拡大と石油から電力への代替とが同時にもたらされたのであった。本章は以上を明快に論じるとともに、需要抑制策の導入が遅れた理由として、紙パルプや鉄鋼といった重厚長大産業が重要な輸出産業であったことを指摘する。だとすれば、遅ればせながら政策転換が実施された経緯や効果についてより多面的な分析をすることは、日本の電力政策にも大きな示唆を与えるであろう。また、スウェーデンの「豊かな福祉国家」が電力多消費に支えられていたとの著者の指摘も見逃

せない。

第6章「環境課徴金制度の挫折」（西澤栄一郎）は、オランダで1988年に導入されたミネラル会計制度（MINAS）が2005年に廃止された要因を分析する。MINASは窒素・リン酸の投入量と産出量とを各農場が記録することを義務付け、その差をミネラルの損失量＝環境への負荷として許容上限値を定め、超過した農場に課徴金を課すものである。一見するとMINASは肥料や糞尿の施用量を規制するより合理的であるが、酪農部門ではうまく機能した一方で、養豚・養鶏部門では効果を発揮できなかった。集約的畜産経営である養豚・養鶏部門では、糞尿を農場外に持ち出すしかない場合が多かったからである。これに加えて制度維持のための行政費用も増加したため、MINASは廃止された。効率かつ公平な制度設計の難しさを浮き彫りにした論稿である。

第7章「ドイツ・脱原発政策と政治の変容」（小野一）は主要政党全てが脱原発を掲げる今日の状況までを、①新しい社会運動が高揚し、緑の党が出現した1960年代末から70年代、②86年のチェルノブイリ原発事故後に社会民主党（SPD）が脱原発へと路線転換し、SPDと緑の党との連立であるシュレーダー政権下で電力会社との脱原発合意（2000年）が実現した時代、③11年の福島原発事故を受けて保守主義政党も変化し、メルケルが22年までの全原発停止を宣言するに至る時代の3期に分けつつ整理したものである。また、福島原発事故以前から欧州統合や経済グローバル化も視野に入れた対応がなされてきたことの事例としてEUの放射線防護対策を紹介し、それと国策たる原子力政策との関連に目を配る必要性を指摘している。脱原発合意の背景は、公的政治制度の利用に緑の党を含む脱原発派が習熟してきたことやSPDにおけるエコロジック近代化論の採用で

あり、これらは反原発アドボカシー連合の解体や党内政策論争を経るなかで両政党が選び取ってきた選択であった。「それに匹敵するレベルの議論の深まりが、福島原発事故後の短期間のうちに、保守陣営で進行したのだろうか」（169頁）の一文は、著者の歴史的知見が可能ならしめた問いかけであり、かつ重い。

第8章「環境配慮のための法制度の推移」（辻信一）は「環境保全以外の目的で制定された法律が、環境保全や生態系保護を目的に加える現象」を「環境法化」と定義し（187頁）、漁業法およびその関係法規と農薬取締法とについて、条文の変遷とその背景とを追跡する。漁業法が水産資源保護法の制定によって環境保全を目的に加えたのに対し、農薬取締法は改正で対処していた。こうした違いが生じた背景として、著者は、①法律本来の規制措置が環境保全と有する関連性の程度、②新たな環境保全措置がどれくらい大掛かりかの程度、の2点を掲げる。簡明な比較分析であり、その手法は他の法律を分析する際の参考になる。もっとも、本章では法律の「目的」という観点から環境法化を議論しているが、立法後の歴史も重要であるとの指摘（本書第4章）を踏まえると、法律の条文検討だけではなく、それが政令や省令などを通じてどのように執行されていたのかも環境法化概念の射程に入れて分析することが必要であろう。またそうすることで、環境法化の比較史的研究への途も切り拓けると思われる。

\*

評者が本書やその基盤である環境政策史研究会の特長と感じたのは以下の3点である。

第1に、様々な領域・地域・時代の政策が環境政策という観点から議論できることを各章の実証分析が示したことである。しかも、これらには環境政策が公式に掲げられた1970年代よりも以前の開発政策や漁業政策、農業政策など

が含まれており、環境政策のイメージを大きく拡張することに成功している。なお、この点は大野智弘の同書書評（『環境経済・政策研究』第10巻第2号、2017）が既に指摘している。

第2に、様々な実証研究が生み出されるにあたって、環境政策史研究会での議論が「仕掛け」として有効に機能したことは、共同研究の成功事例として高く評価される。このことは、①中心メンバーである及川敬貴の業績が種々の文脈で参照されていること、②1950年代英領東アフリカの実証分析である第3章においても、70～80年代における「環境」政策の登場と結びつけた課題設定がなされていること、③第2章、第4章、第7章などにおいて、各章での議論を今後の環境政策史研究に結び付けた提言がなされていることなどから窺える。なお、本書第1章で参照された拙論（小堀「臨海開発、公害対策、自然保護」2017）も、喜多川らとの議論から大きな示唆を得ており、このことは拙論中にも明記している。環境政策史研究会は人文・社会科学分野における共同研究の方法に多くの示唆を与えるものであり、本書の付録「環境政策史研究会の歩み」はこの意味で貴重な資料となる。

第3に明記されるべきは、このような「仕掛け」の場を創り出した喜多川の貢献である。喜多川は環境政策史研究会の運営と同時に喜多川『環境政策史論』（2015）を出版し、同書は16年度「環境経済・政策学会学術賞」を受賞するなど高い評価を得た。自らの実証研究をまとめ上げると同時に、新たな視座を提起し、しかもその場を創る。この3つを同時に遂行してきた喜多川の学問的活動は高く評価される。

以上を前提としたうえで、環境政策史に評者が感じた疑問点を3つ明記したい。何れも、環境政策史という視座をあえて打ち出すことの意義をどう高めるかに関わることである。

第1に、歴史研究との差別化である。喜多川は環境政策史を意図的に提唱する理由の一つに、1970年代以降の環境政策を歴史家があまり研究対象にしないことを挙げている。これ自体は正当な指摘であるが、だとすると、資料公開の進展につれて歴史家が参入した領域については、環境政策史はその存在意義を後退させてしまうのだろうか。環境政策史に多様な分野の研究者が参入していることを踏まえるならば、歴史家が十分に参入している（するようになった）時代についても、環境政策史は独自の存在意義を示せる可能性を秘めているのではないか。

第2に、既存の環境史との差別化である。喜多川は分化しつつ発展してきた環境諸学の一部が歴史的視点で接続する領域として環境政策史を位置づけ、図示している。だが喜多川の図は、接続領域が環境史ではなくあくまでも環境政策史であることの意義を明確にできてはいないのではないか。むしろ、そもそも環境政策に関心のあるメンバーを中心に研究会が発足した経緯があろうが、環境分野においても政策が万能ではない以上、あくまでも政策を掲げることの意義についてはより明確にする必要がある。なお、喜多川は環境政策史の幅広さや多様性を強調しているが、少なくとも研究会の運営という点からみれば、政策へのこだわりが良い意味での求心性を生み出していると思われた。


第3に、出版を通じた「仕掛け」の機能をどう高めていくか、という点である。先に述べたように、評者は環境政策史研究会の「仕掛け」としての機能を高く評価するし、評者自身がその恩恵に与ってきた。その一方で、本書は個別の論集としての性格がまだ強く、研究会に縁のない読者への「仕掛け」としてどの程度機能したかについては、意見が分かれるのではない。本書「付録」にあるように多様な分野の報

告者と討論をできるのが環境政策史研究会の魅力であり「仕掛け」の源であろうが、研究会外の研究者、学生や社会人などにも「仕掛け」の機能を発揮するには、研究会の運営とは別の手法も必要とされよう。研究会の長所である多様性を各章が失うことなく、かつより響きあうような一冊をどうすれば生み出せるであろうか。環境政策史研究会がこれを模索することは、査読誌への掲載やオープンアクセスが著しく重視

されている今日において、それでも共同研究の成果を1冊の本として出版することの意義を社会に示すことにもつながるだろう。

(西澤栄一郎／喜多川進編著『環境政策史——なぜいま歴史から問うのか』法政大学大原社会問題研究所叢書、ミネルヴァ書房、2017年3月、viii+250頁、定価5,000円+税)

(こぼり・さとる 名古屋大学大学院経済学研究科准教授)



**有斐閣 出版案内**

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17/Tel.03-3265-6811  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>  
(表示価格は税別。消費税込みの金額が定価です。)

◎図書目録送呈◎

**はじめの社会保障第15版** 有斐閣アルマ  
 一八〇〇円  
 叙述のわかりやすさが好評のロングセラー。国民健康保険法改正と介護保険法改正に対応し、「医療保険」と「介護保険」を中心に改訂。

**戦後社会保障の証言** A5判  
 五六〇円  
 菅沼 隆・土田武史・岩永理恵・田中聡一郎編●厚生官僚120時間オラブルヒストリー 社会保障制度の成立と展開に関する重要なトピックについて、厚生省の官僚にインタビューを行い、その証言を収録・解説。


**解雇規制を問い直す** A5判  
 二八〇〇円  
 大内伸哉・川口大司編著●金銭解決の制度設計 日本型雇用システムが変容する中で、それを前提に構築されてきた解雇規制の維持が、本当に望ましいことなのか？ 理論・実証分析に基づく改革案を提示する。

**近代日本の庶民史** 同志社大学経済学研究叢書B  
 予価三五〇〇円  
 西村 卓著●ふつうの人びとの暮らしと人生を紡ぐ 京都の町と近郊のむら、島根や長野の農村に生きた人々が日々の中でこした様々な史料を読み解く。明治から昭和にかけての時代の動きを見つめ、都市史と農村史を撚り合わせて、ユニークな庶民史を紡ぎだすことを試みた。

**ジェンダーの政治経済学**  
 原 伸子著●福祉国家・市場・家族  
 ベッカード「新家庭経済学」における女性労働の分析とその後のフェミニスト経済学の発展を丹念に追い、さらに社会的ケアの理論的分析、福祉国家におけるワーク・ライフ・バランスや家族政策等ジェンダー政策の精査を行う。  
A5判 三九〇〇円

**ジェンダーの政治経済学**

原 伸子



ジェンダーの政治経済学と政策を丹念にひもとく

四六判 四〇〇〇円